

京都市第2データセンターの整備及び提供に関する事業者の選定を公募型企画競争方式により実施しますので、次のとおり公募します。

平成23年2月9日

京都市長 門川 大作

1 企画競争に付する事項

(1) 名称

京都市第2データセンターの整備及び提供

(2) 内容

本市第2データセンターを整備し、平成23年5月1日から平成28年3月31日まで、本市専用のデータセンターとして提供すること。

(3) 契約期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

2 上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

京都市第2データセンターの整備及び提供に関するプロポーザル企画提案書等作成要領のとおり

3 プロポーザルの参加資格

本件に係る提案を行う者は、次のすべての要件を満たすこと。

(1) プロポーザルに参加できる者は、京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者とする。

(2) 国又は地方公共団体及びその他の公共団体において、データセンターの提供に関する業務を受注した実績を有していること。

(3) 以下の要件を満たしていること。

ア 電気通信事業法で定める電気通信事業者であること。

イ ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）における認証を取得していること。

ウ ISO14001（環境マネジメントシステム）における認証を取得していること。

エ ISO9001(品質マネジメントシステム)における認証を取得していること。

- (4) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体(以下「コンソーシアム」という。)を結成する場合は、事業者側で定めた代表幹事業者が、上記(1)～(3)を満たしていること。

4 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次のとおり、参加表明書、企画提案書等を持参して提出すること。(提出先は、後記「10 問い合わせ及び提出先」のとおり)

(1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、次のとおり交付する。

ア 交付期間

平成23年2月9日(水)から2月21日(月)まで

イ 交付場所

次の京都市総合企画局情報化推進室情報政策担当のホームページ上において交付
アドレス：http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/soshiki/2-6-1-0-0_3.html

ウ 交付書類

- (ア) 京都市第2データセンターの整備及び提供に関する事業者の公募について
- (イ) 京都市第2データセンターの整備及び提供に関するプロポーザル仕様書
- (ロ) 京都市第2データセンターの整備及び提供に関するプロポーザル企画提案書
等作成要領
- (ハ) 京都市第2データセンターの整備及び提供に関する提案内容評価要領
- (ニ) 京都市第2データセンターの整備及び提供に関する提案内容評価表
- (ホ) 参加表明書
- (ヘ) 会社概要
- (ニ) 企画提案書記載事項確認書
- (ケ) 使用料金単価表
- (コ) 京都市第2データセンターの整備及び提供に関する協定書

(2) 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

(7) 参加表明書

コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者の役割分担を記載した資料（様式は任意とする。）を添付すること。

(イ) 会社概要

コンソーシアムを結成して参加する場合は、その代表幹事業者の会社概要を提出すること。

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

平成23年2月22日（火）午後5時（必着）

(3) 企画提案書等の提出

京都市第2データセンターの整備及び提供に関するプロポーザル企画提案書等作成要領に基づき、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

(7) 企画提案書（ただし、企画提案書記載事項確認書を綴じ込んだもの。）

(イ) 使用料金単価表

※ コンソーシアムを結成して参加する場合は、京都市第2データセンターの整備及び提供に関する協定書を併せて提出すること。

イ 提出部数

(7) 企画提案書（ただし、企画提案書記載事項確認書を綴じ込んだもの。）

a 使用印鑑を押印したもの【提出部数：1部】

表紙には、商号又は名称、代表者又は受任者の職及び氏名を記載したうえ、使用印鑑（入札、見積り、契約の締結、変更及び解除並びに代金の請求及び受領その他契約の履行に関する書類に使用する印鑑として本市に届け出たもの。以下同じ）を押印すること。

b 使用印鑑を押印しないもの【提出部数：10部】

(イ) 使用料金単価表（様式4）【提出部数：1部】

(ウ) 上記(7)及び(イ)の電子データ（PDF形式）を格納したCD【提出枚数：1枚】

ウ 提出期限

平成23年3月1日（火）午後5時（必着）

(4) その他

ア この応募において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 参加表明書、企画提案書等の提出書類の不備による失格

参加表明書、企画提案書等の提出書類について、次の事項の一つに該当するときは、失格とする場合がある。失格としたときは、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出先及び提出方法が遵守されていないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

(オ) 仕様書の要件を満たしていないもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には使用しない。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は、一切受け付けない。

(オ) 提出された書類は、すべて返却しない。

5 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び参加表明書を除き、仕様書など前記4(1)ウの交付書類について質問できる者は、前記「4 応募手続等」の参加表明書を提出した者に限る。

(2) 質問期限

平成23年2月22日（火）午後5時（必着）

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

後記「10 問い合わせ及び提出先」に、電子メールで問い合わせることとし（様式は任意とする）、面談又は電話での質問は一切受け付けない。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表幹事業者からの質問のみを受け付け、コンソーシアムの構成員からの質問は受け付けない。

(4) 回答日及び回答方法

平成23年2月24日（木）までに、参加表明書の提出のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

6 審査方法

提出された企画提案書等の書類について、後記「7 候補者の選定に関する審査基準」に基づき、書類審査を行う。

なお、提出された書類に対し、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、次のとおり行う。

(1) 日時

平成23年3月7日（月）

※ 時間等詳細については、別途、ヒアリング対象者に対して通知する。

(2) 場所

京都市役所内会議室

(3) 注意事項

ア ヒアリングには、実施体制の責任者又はリーダーが出席すること。

イ 本市からヒアリングの依頼があった者のうち、当該ヒアリングに参加しなかった者は失格とする。

ウ ヒアリングでは、提案者が企画提案の概要の説明を行い、その後、本市が質問を行う。

エ ヒアリングの実施時間は、30分間とし、そのうち、企画提案の説明時間を10分、質疑応答時間を20分とする。

オ 企画提案の説明方法は提案者の任意とするが、要点を絞って行うこと。

カ 提案者の希望があれば、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、それ以外に必要となるパソコン等は提案者が用意すること。

7 候補者の選定に関する審査基準

京都市第2データセンターの整備及び提供に関する提案内容評価要領及び京都市第2データセンターの整備及び提供に関する提案内容評価表のとおりとする。

8 事業者の決定

(1) 候補者の決定

前記「7 候補者の選定に係る審査基準」に基づき、本市が設置する選考組織が、企画提案書等の内容について審査を行い、すべての企画提案の順位を決定のうえ、最も優れた提案をした者を候補者に選定して協議を行う。

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果については、書面をもって通知する。(平成23年3月9日(水)頃に発送予定)

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、平成23年3月14日(月)午後5時までに書面で、後記「10 問い合わせ及び提出先」まで提出すること。

ウ 提出は持参によるものとし、郵便及び電送(電子メール、FAX等)によるものは認めない。

エ 提出のあったものについては、平成23年3月18日(金)までに書面で回答する。

(3) 事業者の決定

候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の提案をした者を新たな候補者として協議を行う。

9 契約に関する基本的事項

事業者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約方法

事業者は、本市第2データセンターの整備及び提供に当たり、次のとおり、本市と第2データセンターの使用に係る基本契約及び個別契約を締結する。

ア 基本契約

本市第2データセンターの仕様、当該データセンターを使用する各システムが共用で使用するゲージ、事務所区域、カメラ等の監視設備等の共用部分及び当該データセンターを使用するシステムごとに必要となるラックや保守サービス等の使用料金単価など、京都市第2データセンターの使用に係る基本的事項を定めたもの

契約期間は、契約締結日から平成28年3月31日までとする。

イ 個別契約

上記契約に基づき、当該データセンターを使用する各システムが共用で使用するゲージ、事務所区域、カメラ等の監視設備等の共用部分及び当該データセンターを使用するシステムごとに必要となるラックや保守サービス等について、上記契約で定めた使用料金単価により、別途、個別に契約を行うものとする。

契約期間は、それぞれの使用を開始する日から上記契約の契約期間満了日までの間において、毎年度、契約を締結するものとする。

(2) 契約金額

個別契約の契約金額は、候補者の提示価格に基づき、候補者と協議のうえ決定する。

(3) 契約内容

基本及び個別契約の内容は、仕様書、企画提案書、ヒアリングの内容に基づき、候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(4) 特約事項

ア 提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、すべて事業者の負担とする。

イ 本件に係る予算が成立しないときは、この公告を無効とする。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、事業者は、その費用を本市に請求することはできない。

ウ 個別契約については、今後の契約を保証するものではなく、予算の範囲内において実施する。

エ 事業者が、個別契約について、企画提案書等に記載した金額で履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

(5) 再委託の禁止

事業者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(6) 個別契約の保証金

免除する。

(7) 成果物の検査及び使用料の支払

本市は、成果物について検査を行い、検査に合格したときは、事業者からの使用料の請求に基づき、毎月1日以降に前月分の使用料の支払いを行う。

(8) 損害賠償

当該契約に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて事業者の負担とする。ただし、本市の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。

10 問い合わせ及び提出先

京都市総合企画局情報化推進室 ITガバナンス推進担当

住所：〒604-0931

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地2 消防庁舎7階

電話番号：075-222-3257

メールアドレス：joho@city.kyoto.jp

(総合企画局情報化推進室)